

## 新型コロナウイルス感染症にかかる国民健康保険傷病手当金の支給について

要件を満たす場合、①から④の書類を提出して傷病手当金を受給することができます。  
必要書類を郵送いたしますので、ご連絡ください。

要 件	必要書類
<ul style="list-style-type: none"> <li>労働契約を基に給与を受け取って労働に従事する方</li> <li>※ 個人事業主の家族で、専従者として勤務する方を含む</li> <li>新型コロナウイルス感染症に感染した または 発熱等の症状があり感染が疑われる</li> <li>療養のため連続する3日を含み、4日以上仕事を休んでいる</li> <li>療養のための休暇中、給与を受けてない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民健康保険傷病手当金支給申請書（世帯主記入用）</li> <li>② 国民健康保険傷病手当金支給申請書（被保険者記入用）</li> <li>③ 国民健康保険傷病手当金支給申請書（事業主記入用）</li> <li>④ 国民健康保険傷病手当金支給申請書（医療機関記入用）</li> </ul> <p>※ ②事業主記入欄あり</p> <p>※ ④は医療機関を受診していない場合は不要</p>

### 「連続する3日を含み、4日以上仕事を休んでいる」とは

×対象外	休み	休み	出勤	休み	休み	土日・祝日等の公休日も待機期間に算入 4日目の休みから支給対象
○支給可能	休み	公休	休み	休み		
○支給可能	休み	休み	休み	出勤	出勤	

### 支給額

直近の継続した3か月間の日割り給与収入の2/3を1日当たりの支給額として、対象休暇日数分給付します。（対象休暇日数とは、休暇後4日目以降の日数です。）

$$\frac{\text{直近の継続した3か月間の給与収入の合計額}}{\text{就労日数}} \times \frac{2}{3} \times \text{対象休暇日数}$$

日割り給与収入

- ※ 1日当たりの支給額には上限があります。
- ※ 手当などの給与を一部受けている場合、支給額が減額調整されます。